

＜夏期の電力対策＞

中小・小規模事業者における  
夏期の節電自主行動計画作成ガイドライン  
(ver.1)

平成23年5月  
全国商工会連合会

【はじめに】

「東日本大震災」の発生に伴い、東京・東北電力管内の電力供給量は大幅に減少し、需給ギャップに対処するため、緊急措置として計画停電が実施されました。4月8日には、計画停電は「不実施が原則」の状態へ移行しましたが、さらに電力需要のピークを迎える夏場にかけて需給ギャップが大きくなることを見込まれています。

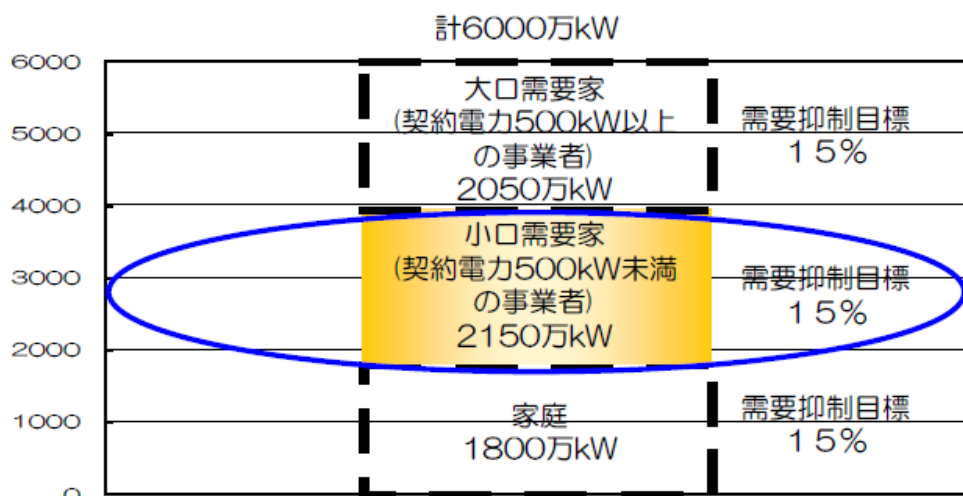
政府は、これに対応するため、供給面の対策を講じるとともに、需要面の対策として、**今年の夏期の電力ピーク期間・時間帯における使用電力を15%抑制すること**を目標として表明しています。

このため、個々の需要家（事業者）の皆様には、目標達成に向けて、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的な行動計画を策定し、取り組んでいくことが求められています。

電力大口需要家（契約電力500kW以上）については、需要抑制の実効性および公平性を担保するための補完措置として、電気事業法第27条に基づく使用制限の活用が準備されるとともに、政府指針・業界団体指針等に基づき、対策の検討・策定が個々に進められています。多くの中小・小規模事業者が該当する契約電力500kW未満の小口需要家に対しては、法的措置が講じられないものの、空調・照明機器等の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組みについて自主行動計画を策定し、実行することが求められています。

そこで、小口需要家の皆様に、節電ならびに使用最大電力抑制に関する具体的な節電計画の策定において、参考としていただくことを目的に本ガイドラインを作成しました。

内容としては、具体的な節電のメニュー例（照明、空調、OA、他各種電力消費機器の節電や使用ピークのシフト）等が提示された**資源エネルギー庁発表の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」**（別添PDFファイル）の活用手順について解説することで、需要家の皆様の行動計画の策定・実施を支援するものです。



東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳  
(資源エネルギー庁資料)

# 目次

	ページ
1. 夏期の電力対策の基本的な考え方 ～ピーク抑制がポイント～	3
2. 昨年夏のピーク時間帯の使用最大電力を把握しましょう	4
3. 具体的な節電行動計画を立てましょう	7
4. 節電行動計画を実行しましょう	9
5. 従業員の家族を通して、家庭での節電を勧めましょう。	9
6. 「緊急節電」対応も決めておきましょう。 ～猛暑日には国から強い協力要請があるかもしれません～	9
7. 参考情報（リンク集）	10
8. 支援施策（補助金）情報	11

## 1. 夏期の電力対策の基本的な考え方 ～ピーク抑制がポイントです～

標準フォーマット（別添PDFファイル）では、特徴のある8つの事例を示してあります。節電に対応するに当たって、次の2点が特に重要なポイントです。

### ① 1日の電力の使われ方

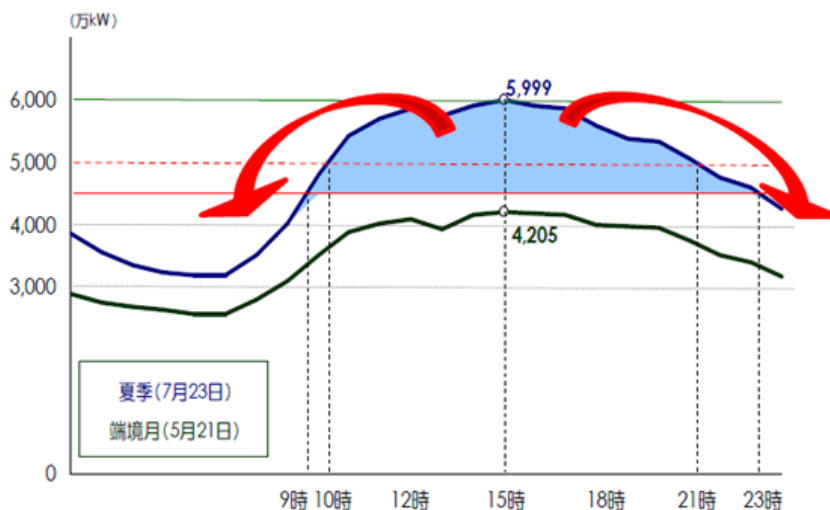
私たちが電力を使用する場合、目的によって時間毎に異なった電力を使用します。つまり、電力使用には量と大きさがあります。

量は(kWh)であり、大きさは(kW)です。電力の使用代金はこの2つの要素で構成されております。そして、今夏に向けて、需要者に求められていることは、供給能力に対しての節電です。図2は昨年の東京電力の電力需要に対する供給を示した例です。

この需要水位はさまざまな需要が重なって作られたものですが、季節の変動によって大きく変わる点が重要です。1日の電力の供給は、その日の天候(気温・湿度)により大きく変わります。今回、一律に15%の節電を目標としていることは、**需要のピークの15%を削減すること**であると理解することが重要です。需要のピークが供給の限界に近づくと、事前に供給停止となります。そして、この需要のピークは事業者の皆様が最もよくご存知のように、さまざまなパターンがあります。ここでは、オフィスビル、卸・小売店、食品スーパー、医療機関、ホテル・旅館、飲食店、学校、製造業のパターンが提示されております。

これらの事例は、事業内容によって、時間帯の電力使用が異なることを示しております。さらに各事業者の規模によって又は特別な事業内容によってパターンが変わります。従って、自主的に計画を立てるということは、まず自分の電力使用の状況を知ることから始まります。

図2：東京電力昨年の夏季・端境期の最大需要日における供給パターン



経済産業省資料より抜粋（2011年4月8日）

### ② 電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

電力使用は、当然その事業によって異なります。照明のように目に見えるものは分かりやすいですが、空調や製造設備のように見えないものは、どの程度使われている

のか分かりません。

この8つの事例には、それぞれの事業形態によって基本的な平均使用構成が示されており、ご自身でかつて使用量の構成、ピークなどを調べたことのある場合は、そのデータが基礎となります。もし無い場合は、この事例を参考に考えて下さい。

ピーク時間帯に節電する方法はその設備の構成を15%以上停止するか、あるいは使用時間を15%以上削減する、あるいは、その使用量を調整、低減させる必要があります。

## 2. 昨年夏のピーク時間帯の使用最大電力を把握しましょう

過去の電気料金の計算書、請求書、電気使用の検針票などから、今までの電力の使用状況を確認しましょう。

電力の需要家は、東京電力の場合、大きく分けて下表の3種類に分類されます。(東北電力の場合もほぼ同様です)

※本書で使用している「使用最大電力」と、請求書等に記載されている「最大需要電力」とは同じ意味です。

需要家区分	条 件	概 要
大口需要家 (500kW 以上)	高圧 (6,000V) 以上で受電している需要家 (特別高圧は 2万V、6万 Vまたは14 万V)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用最大電力が契約電力を超えないような契約電力(kW)が設定されている。ただし超過した場合は契約超過金を支払う。</li> <li>過去の使用最大電力kWの実績値や、現在の使用電力kWの把握を、自社の管理設備等で対応している需要家が多い。</li> <li>現在の使用電力kWは、各需要家に取付けられている「電力需給用複合計器」(30分毎に計測)を見ることでも可能。(ただし電力会社から見方を確認する必要がある)</li> <li>月々の請求書に前月の使用最大電力の記載あり。</li> </ul>
小口需要家① (50kW 以上、500kW 未満)	高圧 (6,000V) で受電している需要家	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書に過去(直近)1年分の毎月の使用最大電力を表示。この直近1年間での使用最大電力が契約電力になる。(契約電力は毎月、当月を含む過去1年間の使用最大電力を見て見直され、基本料金算定に反映される)</li> <li>現在の使用電力kWの確認は、各需要家に取付けられている「電力需給用複合計器」(30分毎に計測)を見ることにより可能。(ただし電力会社から見方を確認する必要がある)</li> </ul>
小口需要家②、家庭、個人(50kW 未満)	低圧100V・ 200Vで受電している需要家 (低圧電力契約、従量電灯契約等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「今、使用電力kWはいくらか」の確認はできない。</li> <li>電気の検針票には前月の使用量(kWh キロワットアワー)のみの記載で、使用最大電力は計測されない。(使用量kWhの数値のみが料金算定対象になる)</li> <li>「低圧電力契約」の需要家には、契約電力kWが基本料金算定上設定される。(ただし使用電力kWは計測されない)</li> </ul>

(1) 大口需要家（契約電力 500kW 以上、高圧で受電）

- ・「契約電力 (kW)」を確認しましょう。
- ・昨年夏の7月・8月・9月における「使用最大電力 (kW)」を確認し、昨年夏の使用電力 (kW) の最大値を把握しましょう。この最大値から15%の抑制が最低限の目標になります。

(2) 小口需要家①（契約電力が原則 50kW 以上～500kW 未満、高圧で受電）

- ・「契約電力 (kW)」を確認しましょう。
- ・昨年夏の7月・8月・9月における「使用最大電力 (kW)」を確認し、昨年夏の使用電力 (kW) の最大値を把握しましょう。この最大値から15%の抑制が最低限の目標になります。

【小口需要家①（高圧）の例】

＜請求書＞ **見本** A000-000104-000003

144-0052 大田区 藤田

東電 ソフト七 様

東京電力株式会社  
 宇都宮 支社 (102)  
 宇都宮市戸塚1丁目11-18  
 0120-995-112

電気料金等請求書  
Electric Bill

毎度ご利用いただきありがとうございます。平成19年 4月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

ご請求金額	56,510円
うち消費税相当額	2,690円

東電 ソフト七 様

ご使用場所: 大田区 藤田 5丁目 3-3  
 地区番号: 40008-10030-8-00  
 お支払期日: 平成19年 5月 16日 | 口座振替

○ご契約内容	契約種別	契約電力	使用期間
	契約電力	69kW	3月15日 ~ 4月14日
	契約電圧	6kV	
○ご契約実績	契約電力	0kWh	最大契約電力 0kW

過去1年間の各月の使用最大電力

○過去1年間の最大需要電力 (kW)											
平成19年 3月	55kW	平成19年 2月	59kW	平成19年 1月	56kW	平成18年12月	55kW				
平成18年11月	38kW	平成18年10月	43kW	平成18年 9月	61kW	平成18年 8月	63kW				
平成18年 7月	58kW	平成18年 6月	53kW	平成18年 5月	24kW						

契約電力は、当月を含む過去12ヶ月における各月の最大需要電力のうち最も大きい値となります。

此請求書相当額 20,829円 左記は、此送付納額の標準経度電サービス等に基づき算定した参考額です。  
 この請求書には、法律で定められた使用料標準料率等が別途記載されています (0.15円/kWh) を含んでおります。

過去1年間の各月の使用最大電力

契約電力

＜検針票（電気ご使用量のお知らせ）＞

毎度ご利用いただきありがとうございます **見本** 株式会社 様

電気ご使用量のお知らせ

22年 9月分 | 使用期間 8月17日～9月16日 | 契約種別 高圧電力 | 契約電力 55kW

請求予定金額 237,340円

全日電力量計	力測用有効電力量計	力測用無効電力量計
2844.12	2156.85	0002.02
2781.03	2109.13	0002.02
63.09	47.72	0.00
× 240	× 240	× 240

使用電力量 15,142kWh | 11,453kWh | 0kvarh

最大電力 51 | 48kW

電気使用料金: 237,340円/月

契約電力: この量を超えると、超えた時の電力 kW に契約電力が改定されます

電気使用量: 15,142kWh/月

最大電力: この1か月間での使用最大電力 (30分間の平均値)。契約電力と比較します。

東京電力株式会社



※請求書・検針票の表示内容の詳細は電力会社 HP でご確認ください

(東京電力) <http://www.tepco.co.jp/e-rates/corporate/charge/index-j.html>

(東北電力) <http://www.tohoku-epco.co.jp/dbusiness/service/index.html>

(3) 小口需要家② (原則 50kW 未満、低圧 100V・200V)

・昨年夏7月・8月・9月の電気使用量 (kWh) を確認しましょう。

毎月の検針票 (電気ご使用量のお知らせ) 等から確認します。

あるいは、東京電力ではホームページから確認することもできます。(会員登録必要)

<https://www30.tepco.co.jp/dv02s/dfw/shapeup/DV02A012/DV02AETOP.jsp>

※低圧の場合は、ある時点での「使用電力 (kW)」や「使用最大電力 (kW)」は確認できません。

**見 本**

毎度ご利用いただきありがとうございます		トウデン タロウ 様	
<b>電気ご使用量のお知らせ</b>		ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3	
22年 6月分	ご使用期間 5月 6日～ 6月 1日 検針月日 6月 2日 (27日間)	ご契約種別 従量電灯B	ご契約 50A
ご使用量	410kWh	当月指示数 7978	前月指示数 7568
請求予定金額	9,232円	計器乗率(倍) 410	取替前計量値 473
(うち消費税等相当額)	439円	ご参考までに昨年 6月分は31日間の ご使用で 399 kWhです。 太陽光促進付加金単価 (1kWhあたり) 0銭 燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)	
基本料金	1,365円00銭	6月(当月)分	-1円77銭
電力1段階料金	2,144円40銭	7月(翌月)分	-1円62銭
電力2段階料金	4,114円80銭	翌月分は当月分に比べ	+0円15銭
電力3段階料金	2,654円30銭	今月分 振替予定日 6月14日	
燃料費調整	-725円70銭	次回検針予定日 7月 2日	
太陽光促進付加金	0円	地区番号	01
電化厨房住宅割引	-267円40銭	お客さま番号	00000-00000-1-00
口座振替割引	-52円50銭	東京電力株式会社 〇〇支社(000) お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越先・ご契約の変更 XXXXX-XXXXX-XXXXX その他の電気に関するご用件 XXXXX-XXXXX-XXXXX	

お問い合わせは、下記の電話番号まで  
～おかけ間違いにお気をつけください。～  
お引越先・ご契約の変更  
XXXXX-XXXXX-XXXXX  
その他の電気に関するご用件  
XXXXX-XXXXX-XXXXX

東京電力株式会社  
〇〇支社(000)  
お問い合わせ先  
(カスタマーセンター)  
お引越先・ご契約の変更  
XXXXX-XXXXX-XXXXX  
その他の電気に関するご用件  
XXXXX-XXXXX-XXXXX

電気料金等領収証(口座振替払用)  
22年 5月分 領収金額 9,635円  
ご使用期間 4月 2日～ 5月 5日  
うち消費税等相当額 458円  
契約 50A  
使用量 430kWh  
トウデン タロウ 様  
上記金額を 5月17日口座振替により  
領収させて頂きました。

お客さま番号  
00000-00000-1-00

東京電力株式会社  
〇〇支社(000)  
お問い合わせ先  
(カスタマーセンター)  
お引越先・ご契約の変更  
XXXXX-XXXXX-XXXXX  
その他の電気に関するご用件  
XXXXX-XXXXX-XXXXX

【参考：電力の単位】

- ・ **kWh** (キロワットアワー)：電気の総量を示す単位  
この量が電気料金になり (一部例外の契約あり)、また、節電の量や省エネ効果を把握するものになります。
- ・ **kW** (キロワット)：ある時点での電気の量を示す単位  
ピーク時の使用電力抑制の効果を把握する等に使う数値になります。

※kWh と kW の関係は、次の計算式のとおりです。

**電力量 (kWh) = 電力 (kW) × 時間 (h)**

(1 kWh = 1000Wh、1 kW = 1000W)

たとえば100W (0.1kW) の照明を8時間つけたとします。

一日の消費電力は 0.1 kW × 8時間 = 0.8 kWh

これを事業所で毎月20日間使用すると 0.8 kWh × 20日 = 16 kWh

つまり毎月16 kWhの電力量という事になります。

### 3. 具体的な節電行動計画を立てましょう

「節電行動計画フォーマット」を活用して、対策項目を決め（チェック）、節電効果（抑制率％）を算定してみましよう。効果の算定（％）を正確に測るのが困難な場合はおおよそで構いません。

※「節電実行計画フォーマット」は、資源エネルギー庁より示されたもので、電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種のもものと、自由記入形式のものが用意されていますので、それぞれの状況に近いものをご活用ください。

<掲載先> 政府・電力需給緊急対策本部ホームページ

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity\\_supply/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html)

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

※なお、それぞれの機器の使用電力や、節電による抑制数値を正確に把握・管理していくことは大変労力を要することから、標準的な電力消費の構造および節電効果率（％）を用いて計画を立てるものとなっています。さらに詳細な数値管理を含めた節電計画を立てたい場合は、後述「参考情報（リンク集）」に掲載の各関連サイトをご参照ください。

また、政府による「節電サポート事業」の実施が近々予定されています。そこで、節電に関する説明会が開催されたり、専門家による節電行動計画作成の指導が受けられます。開始後は資源エネルギー庁ホームページに掲載される予定です。

<http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>

#### 【参考】中小・小規模事業者に望まれる取組

##### ①空調関連の節電

- ・冷房室内温度の徹底（例えば28℃以上の設定）
- ・エアコン利用停止又は設定温度変更
- ・室内噴霧器の利用でエアコン温度設定の心がけ、エアコン利用時間制限、利用期間短縮
- ・トイレ、廊下等の空調温度の抑制
- ・電力削減のためのエアコン取替
- ・扇風機の導入、省エネエアコンへの買換え
- ・エアコン代替品の使用（うちわ、せんす、保冷効果のある枕など暑さ対策品の購入）
- ・ブラインド、すだれの設置
- ・屋上緑化、緑のカーテンを作成
- ・外気導入

##### ②照明関連の節電



- ・照明減灯又は半減、通路・トイレ等の消灯、照明をLEDに変更・消灯、外の照明・看板の取り外し
  - ・事務所の照明蛍光灯の半減
  - ・店内照明の削減
  - ・広告灯の消灯
  - ・夜間サインポール消灯、照明灯使用数量減少等
- ③ 設備関連の節電
- ・機械のメインスイッチ、換気扇のスイッチをこまめに切る
  - ・無駄な電気を使わない（抵抗器（溶接機）は使用していない時はコンセントを抜いておく）
  - ・各設備の電力使用時間設定（攪拌機やモーターの無駄な運転中止。ボイラーの運転時間調整）
  - ・冷蔵製品の温度上昇が最小限に抑えられるように、冷蔵室を締切りにする
  - ・エレベーター利用制限、エレベーターホールの空調停止・照明半減
  - ・待機電力等も含めた省エネに取り組む（パソコンは使用する時だけ電源を入れる、ポットは使用しない等）
  - ・トイレのウォーマーの切断
- ④ 操業・営業時間等の調整
- ・夏期休業日の設定
  - ・出勤時間の調整、フレックス勤務の導入
  - ・夜間電力の利用あるいは不定期営業日の設定を考える。夜間は割増賃金となり負担増となるので、輪番稼働で対応するのが望ましい
  - ・営業時間の短縮
  - ・勤務時間の変更又は短縮、残業減、7月と8月は週休2日制にする
  - ・効率の良い作業での残業の削減
  - ・出勤体制の見直し、残業→早出業務へのシフト、作業時間の変更等で対処する（土曜・日曜、早朝・夜間）、主力を夜勤で勤務させる等
  - ・夏の操業日を休日とし、他の時期にシフトするなど大別される
  - ・生産部門の体制を西日本にシフトさせる。同時に社員の移動も考慮
  - ・生産計画の見直し、製造計画の変更と時間短縮
  - ・サマータイムの導入
- ⑤ 代替エネルギーの活用
- ・自家発電機の導入・使用
  - ・ガスの使用
  - ・太陽光発電の導入
- ⑥ 節電の意識付け等
- ・社内の節電意識の徹底
  - ・クールビズ等の徹底
  - ・消費者への節電の説明文書等を店頭表示

#### 4. 節電行動計画を実行しましょう

作成した節電行動計画の内容を、所内・店内に掲示して、従業員はもとよりお客さまや取引先の皆様などにお知らせし、計画の実行について協力を呼び掛け、推進していきましょう。

政府による「節電サポート事業」の実施が近々予定されています。

＜予定されている事業内容＞

- ・ 専門家による節電行動計画作成の指導が受けられます。
- ・ 自社の節電行動計画を資源エネルギー庁ホームページに掲載できます。
- ・ 「節電ステッカー」が支給されます。
- ・ 節電に関する説明会が開催されます。 他

開始後は資源エネルギー庁ホームページに掲載される予定です。

<http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>

#### 5. 従業員の家族を通して、家庭での節電を勧めましょう。

電力対策は、事業者のみならず、家庭も含めた国民全体の協力が不可欠です。

貴事業所の従業員を通して、各家庭においても、家族で話し合っ、節電の意識を高め実行していくようにしましょう。

#### 6. 「緊急節電」対応も決めておきましょう。

～猛暑日には国から強い協力要請があるかもしれません～

猛暑等により使用電力が電力会社の供給能力を上回り、大規模停電が起きてしまう危険性が生じた場合には、政府から緊急節電要請（需給逼迫警報（仮称））があるかもしれません。それでも需給状況が改善されない場合は、計画停電が実施されるかもしれません。あらかじめ、そういった事態が発生した際の対応策を決めておきましょう。

##### （1）緊急節電

- ① なるべく大きな節電が部分的に行える電源系統スイッチを確認し、できればテストを行い、影響を確認しておく。
- ② 全停電に到るまでのステップを分け、最終的に必要となる電源対策について考慮しておく。

##### （2）計画停電

- ① 業務の中で、電気が停止した場合に重大な影響を及ぼすものをリストアップしておく。
- ② 重大影響を及ぼすものに対しては、事前に対応策を決めておく（これは突然の停電もあることから、常時必要なことです）。
- ③ 計画的に停電となる場合は、影響を受ける関連者に対する事前周知を行うこと。

## 7. 参考情報（リンク集）

### （1）手軽に実施できる節電策関連

- ◆東京電力 ～ご家庭における具体的な節電方法について～  
<http://www.tepco.co.jp/setsuden/index-j.html>
- ◆東北電力 ～節電事例をご紹介します～  
[http://www.tohoku-epco.co.jp/information/1182802\\_821.html](http://www.tohoku-epco.co.jp/information/1182802_821.html)
- ◆経済産業省  
～節電 - 電力消費をおさえるには - ～  
<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>  
～いま知りたい電気のあれこれ～  
[http://www.meti.go.jp/setsuden/denki\\_no\\_arekore.pdf](http://www.meti.go.jp/setsuden/denki_no_arekore.pdf)
- ◆中小企業庁  
<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>
- ◆環境省 ～みんなで節電アクション！～  
[http://www.env.go.jp/iishin/setsuden\\_7points/index.html](http://www.env.go.jp/iishin/setsuden_7points/index.html)

### （2）きめ細かい節電策を実施するための関連情報

- ◆東京中小企業家同友会
  - ・ 中小企業のための節電対策簡易マニュアル  
（「中小企業向け温暖化対策関連補助金支援策一覧」の掲載あり）  
※もっと詳しく数値管理をした行動計画を立てたい事業者様向けのマニュアルを提供しています。  
<http://www.tokyo.doyu.jp/setuden.pdf>
  - ・ 節電行動計画ファイルダウンロード  
<http://www.tokyo.doyu.jp/> ※「東日本大震災情報」内
- ◆経済産業省 ～業界向け省エネルギー実施要領を作成～（2008年3月31日）  
<http://www.meti.go.jp/press/20080331014/20080331014.html>
- ◆関東経済産業局 ～中小企業支援担当者向け省エネ導入ガイドブック～  
[http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2011syouene\\_guide.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2011syouene_guide.pdf)  
↑ 関連するページ
  - ・ P.18からの「2-6. 関東地域都県の温暖化対策に関する支援制度について」
  - ・ P.59からの「6. 省エネ改善目標の設定と実施」
  - ・ P.69からの「7. 業種別省エネ対策のポイントと事例紹介」
- ◆財団法人省エネルギーセンター  
<http://www.eccj.or.jp/index.html>
  - ・ 工場の省エネルギーガイドブック  
[http://www.eccj.or.jp/audit/fact\\_guide10/index.html](http://www.eccj.or.jp/audit/fact_guide10/index.html)
  - ・ ビルの省エネルギーガイドブック

[http://www.eccj.or.jp/audit/build\\_guide10/index.html](http://www.eccj.or.jp/audit/build_guide10/index.html)

- ・ 生活の省エネ

[http://www.eccj.or.jp/sub\\_04.html](http://www.eccj.or.jp/sub_04.html)

- ・ 家庭の省エネ優秀事例

<http://www.shouene-katei.jp/case/10.html>

- ◆クールネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
節電対策メニュー例（事業所における取組み）

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large\\_scale/cap\\_and\\_trade/index.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/index.html)

## 8. 支援施策（補助金）情報

- ◆関東経済産業局

- ・ 平成 22 年度版「エネルギー・温暖化対策に関する支援制度について」

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ondanka/20100331\\_shien\\_seido\\_22fy.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ondanka/20100331_shien_seido_22fy.html)

- ・ 中小企業支援担当者向け省エネ導入ガイドブック

[http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2011syouene\\_guide.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/pickup/kankyoryoku/data/2011syouene_guide.pdf)

（P.18からの「2-6. 関東地域都県の温暖化対策に関する支援制度について」）

- ◆東京中小企業家同友会

- ・ 中小企業のための節電対策簡易マニュアル

「中小企業向け温暖化対策関連補助金支援策一覧」の掲載あり

<http://www.tokyo.doyu.jp/setuden.pdf>

- ◆平成 23 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助事業

<http://sii.or.jp/business/energy01.html>